

☆育児休業中の在園児の保育所継続入園について

育児休業中の場合は、国からの通知により「保育に欠ける」状況ではないので、保育園への入園はできません。

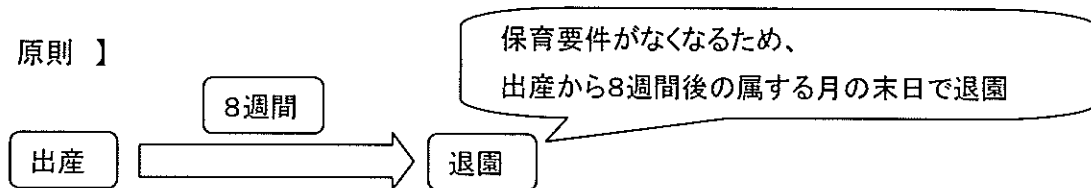
しかし、育児休業開始前にすでに保育園へ入園しているお子さんについては、保護者の諸事情及び発育上、退園によるお子さんの急激な環境の変化に配慮し、継続して入園させる必要があると園長が認める場合にだけ入園を許可しております。

ただし、継続入園する場合は、「育児休業に伴う継続入園のための申立書」の提出が必要となります。

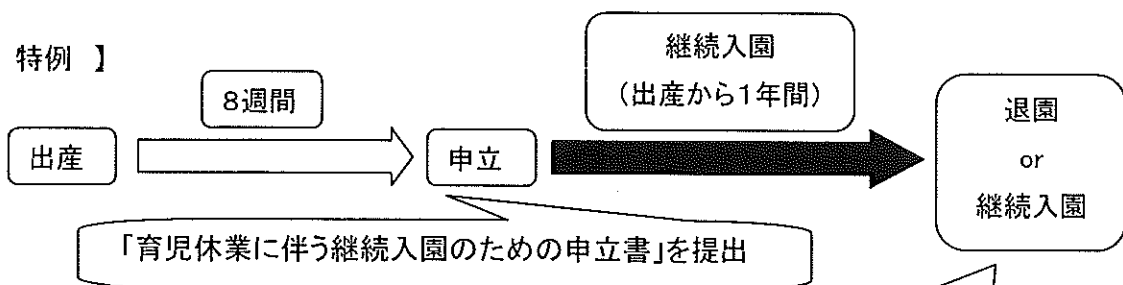
また、育児休業取得中の保育時間は、通常保育時間内(8時30分～16時30分)とします。

※在園児の継続入園期間は、原則として育児休業対象となっているお子さんの満1歳になる月の末日までになります。(在園児が5歳児クラスの場合又は育児休業対象児が入所できない場合は除く)

【 原則 】



【 特例 】



出産から1年後、

母が仕事復帰する場合 ⇒ 継続入園

母が退職する場合 ⇒ 退園

母が1年以上育休をとる場合 ⇒ 退園

※但し、在園児が5歳児クラスの場合又は

育休対象児が入所できない場合は継続入園できる。

育児休業に伴う継続入園のための申立書

平成 年 月 日

野々市市長 宛

保護者

住所 野々市市

氏名



育児休業に伴う保育園の継続入園について、次のとおり申し立てます。

保育園名	
児童氏名 生年月日	(平成 年 月 日)
	(平成 年 月 日)
育児休業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	(出産年月日：平成 年 月 日)
継続入園を 希望する理由	<input type="checkbox"/> 次年度に小学校への就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に配慮する必要があるため <input type="checkbox"/> 児童の発達上環境の変化が好ましくないと思われるため <input type="checkbox"/> その他 []

※在園児の継続入園期間は、原則として育休対象児童の満1歳になる月の末日までです。